

地域協議会会長会議 次第

と き 令和2年11月25日(水)
午後2時から

と ころ 直江津学びの交流館
イベントホール

1 開会

2 あいさつ

3 講話「これからのまちづくりと地域自治」(上越市副市長 野澤 朗)

4 意見交換 … 意見交換 実施シート

- * 3グループに分かれての意見交換
- * 意見交換終了後、その内容を全体へ報告

5 連絡事項

(1) 令和3年度 地域活動支援事業について … 資料1

6 閉会

令和2年11月25日開催 地域協議会会長会議

地域協議会	氏名	役職	意見交換 グループ	会場
高田区地域協議会	本城 文夫	会長	A	多目的ホールA
新道区地域協議会	船崎 聡	会長	A	多目的ホールA
金谷区地域協議会	村田 敏昭	会長	B	多目的ホールB
春日区地域協議会	太田 一巳	会長	B	多目的ホールB
諏訪区地域協議会	川上 久雄	会長	C	イベントホール
津有区地域協議会	藤本 孝昭	会長	A	多目的ホールA
三郷区地域協議会	竹内 浩行	会長	C	イベントホール
和田区地域協議会	有坂 正一	会長	C	イベントホール
高士区地域協議会	青木 正紘	会長	B	多目的ホールB
直江津区地域協議会	中澤 武志	会長	A	多目的ホールA
有田区地域協議会	熊木 敏夫	会長	C	イベントホール
八千浦区地域協議会	仲田 紀夫	会長	B	多目的ホールB
保倉区地域協議会	丸山 隆夫	会長	C	イベントホール
北諏訪区地域協議会	白木 朝雄	会長	A	多目的ホールA
谷浜・桑取区地域協議会	坪田 剛	会長	B	多目的ホールB
安塚区地域協議会	松苗 正二	会長	C	イベントホール
浦川原区地域協議会	藤田 宥禎	会長	B	多目的ホールB
大島区地域協議会	丸田 新一	会長	A	多目的ホールA
牧区地域協議会	西山 新平	会長	C	イベントホール
柿崎区地域協議会	吉井 一寛	会長	C	イベントホール
大潟区地域協議会	君波 豊	会長	B	多目的ホールB
頸城区地域協議会	上村 閨一	副会長	A	多目的ホールA
吉川区地域協議会	山岸 晃一	会長	A	多目的ホールA
中郷区地域協議会	高橋 京子	副会長	B	多目的ホールB
板倉区地域協議会	平井 達夫	会長	C	イベントホール
清里区地域協議会	古澤 文夫	会長	A	多目的ホールA
三和区地域協議会	小林 則子	副会長	C	イベントホール
名立区地域協議会	原田 秀樹	会長	B	多目的ホールB

(敬称略)

これからのまちづくりと地域自治

■ 自治って何だろう

- 自治って何だろう
- 自治を構成するもの
- 市役所、市議会の原点 … 市の職員に徹底したいこと
- 住民自治と団体自治
- 二元代表制

■ 基礎自治体における自治

- 市民の自覚
- 議会の役割
- 行政の責務
- 公助と共助

■ 私たちの歩み

■ 私たちが合併でめざしたこと

- 今一度、私たちのまちの合併を振り返る
- 新しい自治体のあるべき姿

令和 3 年度地域活動支援事業について（案）

※令和 3 年度の地域活動支援事業の概要は、令和 2 年度と同じ予定である。

※本事業案の概要は、令和 3 年市議会 3 月定例会での新年度予算の成立を前提としたものであり、内容について変更となる場合がある。

<p>1 趣旨</p> <p>(1) 目的</p> <p>(2) 運用方針</p> <p>(3) 審査</p> <p>2 各区への配分額</p> <p>(1) 総事業費</p> <p>(2) 配分額</p> <p>(3) 残額の取扱い</p> <p>3 今後の主なスケジュール</p>	<p>4 事業の概要</p> <p>(1) 実施方法</p> <p>(2) 対象事業</p> <p>(3) 対象経費</p> <p>(4) 補助率・限度額の設定</p> <p>5 事業の実施手順等</p> <p>(1) 採択方針の取扱い</p> <p>(2) 事業提案書の受付</p> <p>(3) 提案事業の審査</p> <p>(4) 事業の紹介・公表</p>
---	---

1 趣旨

(1) 目的

- 地域自治区制度は、市民が地域の課題を主体的にとらえ、議論を行い、決定した意見を市政に反映させていくための仕組みであり、また、身近な地域の課題解決に向けた自主的・自発的な地域活動をより活発なものとしていくための仕組みでもあることから、制度の実効性を高めていく手法として、本事業を制度化したもの。
- 資金の使い道を考えることを通じて、市民の皆さんが、自治とは何か、地域の豊かさ、地域づくりとは何かということに思いを巡らせ、自らの発意を行動に移していく、こうした市民主体のまちづくりを進めていく契機としていく。

(2) 運用方針

- 地域の住民が自ら考え、地域の課題解決や活力向上のために必要とする事業について極力制限を加えることなく活用できるよう、全市的な規制を最小限に抑え、できる限り地域の裁量に委ねる。

(3) 審査

- 住民の生活実感を踏まえた議論を経て、地域にとって真に必要な提案事業を採択することは、地域の課題解決に向けた地域協議会の役割に適う活動であることから、各区の「採択方針の決定」と「審査」は、引き続き各地域協議会に委ねることとする。
- 各地域協議会においては、提案事業の審査を通じて、地域の活動団体の状況や地域の課題の把握にも努め、自主的審議の一層の活性化につなげていただきたい。また、審査に当たっては、地域の活力向上や課題解決に対する効果、提案団体の自立の観点について改めて十分な審議をいただき、本事業の更なる効果的な活用につなげていただきたい。

2 各区への配分額

(1) 総事業費

1 億 8,000 万円

(2) 配分額

均等割 1 億 2,600 万円 (450 万円×28 区) + 人口割 5,400 万円 (均等割 7 : 人口割 3)

※各区の配分額については 2 月下旬の新年度予算案公表に併せて公表。

(3) 残額の取扱い

- 追加募集を行うかどうかは、各地域協議会の判断に委ねることとする。
- 配分額の残額は、翌年度に加算しない。

3 今後の主なスケジュール

～2 月中旬	各地域協議会において採択方針、募集期間等を決定
2 月中旬	新年度予算案の公表、制度の概要案の公表
2 月下旬～	新年度の募集に向けた相談の受付 (たより周知・説明会・個別相談)
4 月 1 日～	事業の募集開始 (募集期間は地域自治区により異なる)
募集終了後	各地域協議会での審査
審査終了後	採択事業の決定、公表
採択決定後	補助金の交付決定、事業の実施

※事業提案書の提出日以降の事前着手は認めることとする。

4 事業の概要

(1) 実施方法

- 「市が行う事業」は対象としない
- 事業の内容
 - ・ 団体等が、主体的に取り組む事業に対し、市が補助金を交付
- 事業を提案できる方
 - ・ 5 人以上で構成し、市内で活動する法人又は団体 (政治や宗教活動を目的とする法人又は営利法人を除く)

(2) 対象事業

- 「身近な地域における課題の解決を図り、それぞれの地域の活力を向上するため、市民の皆さんが自発的・主体的に行う地域活動」を対象とする。
ただし、次のものは対象外とする。
 - ・ 物品の購入や施設等の整備・修繕のみを目的とした、活動を伴わない事業
 - ・ 政治活動・宗教活動を目的とする事業
 - ・ 公序良俗に反する事業
 - ・ 国・県・市の他の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
 - ・ 市に大規模な施設の設置や開発を求めるために行う事業
 - ・ 行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業

(3) 対象経費

- 事業の目的を達成するために直接必要な経費を補助する。
ただし、次に掲げる経費は補助の対象外とする。
 - ・ 応募や実績報告などに要する事務的な経費 (提出資料のコピー代や郵送代、等)

- ・応募団体等の運営（人件費、事務所の家賃、振込手数料等）に要する経費
- ・応募団体の人が飲食を行う経費（弁当代やイベント終了後に行う懇談会の食事代等。ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象とする。）
- ・会議の時のお茶代・菓子代
- ・金券（商品券、サービス券）などの発行に係る経費（個人の私的な資産形成に当たるものと捉えられることから対象外とする。）
- ・その他対象とすることが適当でないと市長が認めた経費

（４）補助率・限度額（上限・下限）の設定

- 住民の発意を大切にし、主体的な活動をより広く展開していくことを期待する趣旨から、資金調達が障害とならないよう、補助率は10/10以内とする。
- ただし、補助率の設定及び上下限の設定は、各地域協議会による地域の実情を踏まえた判断に委ねることとする。

5 事業の実施手順等

（１）採択方針の取扱い

- 各区の採択方針は地域協議会がまとめる。
 - ・事業の募集に先立ち、各地域協議会は、地域で抱える課題に応じて、どのような事業を実現すべきかを明らかにするため、地域の目指すべき姿、地域で課題となっていることなどを議論して採択方針としてまとめる。
 - ・採択方針は、地域の将来像や、優先的に採択する事業のほか、必要に応じて補助率や補助金額の上限・下限、審査の配点などを含めて決定する。

（２）事業提案書の受付

- 事業提案書は、事業の提案者が事業を行う区域の総合事務所又はまちづくりセンターに提出する（新型コロナウイルス感染症感染予防の観点から、郵送（消印有効）での手続きも可能）。
- 審査を円滑に進めるため、土地利用等に関し提案者以外の承諾が必要な事業については、関係者と事前に協議が行われているかどうかを受付の際に確認する。
- 提案書の作成等申請についての相談は各事務局が対応し、提案者をサポートする。

（３）提案事業の審査

- ヒアリングやプレゼンテーションの実施は、各地域協議会の判断に委ねる。
- 審査は次の視点を基に行うこととする。

視点	内容	審査の方法
ア) 基本審査	提案事業が「地域活動支援事業の目的と合致しているか」を確認するもの。 ※提案を受理した段階で確認が済んだと判断して審査項目に加えないなど、区の状況に応じて実施しなくてもよい。	適否を確認
イ) 地域自治区の採択方針	地域自治区ごとに設定する ※地域の課題解決のために、どのようなテーマの提案事業を実施すべきかを明らかにするもの。	適否を確認

視点	内容	審査の方法
ウ) 共通審査 ※具体的な項目は下記のとおり	全ての地域自治区の審査で共通するもの ※全ての地域自治区で共通の視点に立ち、提案された事業を審査する上で必要最小限の基準。 ※配点は自由。 ※必ずしも点数をつけなくともよい。	項目ごとに配点し、採点

<共通審査の項目と視点>

審査項目	審査の視点
①公益性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。 ・補助金を充てて購入した物品や修繕した施設等が、長く地域で活用される見込みがあるか。 ・全市的な方向性と合致しているか。 ・提案者以外の市民や団体等に不利益を与えるものではないか。
②必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の課題解決や活力向上に効果が見込まれる取組であるか。 ・地域の実情や住民要望に対応したものか。 ・緊急性の高い提案事業であるか。 ・ほかの方法で代替できないものであるか。 ・補助金を充てる経費が、提案事業を実施する上で不可欠なものであり、その規模も必要な限度となっているか。
③実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか。 ・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。 ・資金調達の規模や時期に無理はないか。
④参加性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか。
⑤発展性	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。 ・事業の終了後における自立性や発展性は期待できるか。 ・提案団体に、信頼性や将来性はあるか。

- その他、審査においては、次のとおり取り組むものとする。
 - ・必要に応じて、共通審査項目に加えて、各区独自の審査項目の追加も可能。
 - ・審査に必要な書類がある場合は、各区の判断により提出を求めることも可能。
 - ・地域協議会委員は公平・公正な視点で採択審査に当たることが前提であるため、地域協議会委員が事業提案者と関わりがある場合でも、当該委員が審査に加わることを一律制限することはない。ただし、各地域協議会での検討の結果、いわゆる利害関係者を審査から外すことも可能。

(4) 事業の紹介・公表

- 当該事業の活用について、地域内の各種団体に広く周知するとともに、「まず、相談に来てもらうこと」をPRする。
- 提案事業や採択事業は、市民の皆さんにその内容を広くお知らせするため、報道機関に情報提供を行うほか、市のホームページなどで紹介する。
- また、採択事業の実施結果は、広く市民に公表する（各区での成果報告会等の開催、事例集や市ホームページでの周知等）。

令和3年上越市新年祝賀会の開催について（ご案内）

新春を寿ぎ、年頭に当たって上越市の更なる発展を祈る新年祝賀会を開催します。
なお、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した場合は、急遽中止する場合があります。

- 日 時** 令和3年1月4日（月）午前11時～11時40分
※オープニングアトラクションは10時50分から開始します。
- 会 場** リージョンプラザ上越インドアスタジアム（上越市下門前446-2）
- 内 容** オープニングアトラクション、国歌斉唱、年頭の挨拶、賀詞交換
- 申込方法** 申込書に必要事項を記入し、**会費：一人700円**を添えてお申し込みください。**中止の場合は返金しませんが、後日、名簿を配布**します。
申込書は各申込先にあるほか、市のホームページからダウンロードできます。
(<http://www.city.joetsu.niigata.jp/>)
- 申込期間** 令和2年12月1日（火）から12月16日（水）まで
※期間終了後も受け付けいたしますが、参加者名簿にお名前が記載されない場合があります。
- 申 込 先**
 - ・市役所市民課（第1庁舎1階）、南・北出張所、各総合事務所、上越商工会議所、JAえちご上越本店…土・日を除く
 - ・市民プラザ総合案内…12月16日（水）を除く
 - ・オーレンプラザ受付窓口…12月8日（火）を除く
- 送迎バス等** 会場は駐車スペースが限られており混雑が予想されます。南・北出張所、市役所木田庁舎及び各総合事務所と会場間で送迎バスを運行しますので、ご利用ください。
裏面を確認願います。
- 問合せ先** 上越市役所秘書課（TEL：025-526-5111 内線：1604・1606）
または各総合事務所へお問い合わせください。

《ご参加される方へのお願い》

- ・新型コロナウイルス感染防止対策として、飲食の提供は行いません。
- ・会場内での検温や手指消毒のほか、マスク着用にご協力ください。
- ・発熱など風邪の症状がある場合は、来場をご遠慮ください。
- ・来場時の検温で37.5度以上の発熱が確認された場合は、入場をお断りさせていただきます。

令和3年上越市新年祝賀会 申込書

【申込者情報】 ※名簿作成の際、確認のご連絡をさせていただく場合がありますので、必ずご記入ください。

住所	(〒 — —)		
電話	— —	担当者氏名	

会費

円 (700円 × 人分)

【参加者情報】

ふりがな 団体名 (個人名)			
分類 (該当する番号 に○印を記入 してください)	1. 一般 4. 学校など 7. 建設業 11. サービス業など 15. 報道・出版	2. 国会・県議会・市議会関係 5. 商工会議所・商工会・青年会議所 8. 製造業 12. 金融機関 16. 町内会長	3. 官公庁・各種委員など 6. 農林水産業 9. 卸売・小売業 10. 運輸業 13. 組合・団体 14. 病院・医院 17. 市役所 18. 一部事務組合等

掲載 順位	肩書	氏名	備考	送迎バス 乗車希望	※事務局処理欄	
					番号	特記事項
①						新規・肩書変・氏名変
②						新規・肩書変・氏名変
③						新規・肩書変・氏名変
④						新規・肩書変・氏名変
⑤						新規・肩書変・氏名変
⑥						新規・肩書変・氏名変
⑦						新規・肩書変・氏名変
⑧						新規・肩書変・氏名変

当日は送迎バスを用意します。乗車を希望される方は「送迎バス乗車希望」欄に①から⑧までの乗車場所をご記入ください。

合併前の上越市 … ①南出張所 ②北出張所 ③市役所木田庁舎
各総合事務所 … ④安塚区 ⑤浦川原区 ⑥大島区 ⑦牧区 ⑧柿崎区 ⑨大潟区 ⑩頸城区
⑪吉川区 ⑫中郷区 ⑬板倉区 ⑭清里区 ⑮三和区 ⑯名立区

- 1 本申込書に基づき氏名、会社名・団体名、肩書等を参加者名簿に掲載させていただきます。
- 2 団体名・肩書などは省略しないで記入してください。(例…株式会社は株とせずに株式会社とお書きください。合資会社・一般財団法人等も同様です。)
- 3 喪中欠礼の場合は、備考欄に「喪中欠礼」と記入してください。
- 4 名簿に複数の肩書載せたい(複数の団体で申込みしたい)場合は、肩書ごとに申込み(会費)が必要です。
- 5 参加者名簿の名簿掲載順位は記入順のとおりとします。
- 6 氏名等の個人情報、参加者名簿の作成等新年祝賀会の用務のみに用いるものであり、目的以外の利用はいたしません。

※受付日

1 2月 日